

仕 様 書

- 1 件 名 令和 8 年度冷凍設備 温度記録システムならびに UPS 交換業務
- 2 業務契約期間 契約締結日～令和 9 年 3 月 26 日
- 3 業務実施場所 国立研究開発法人国立環境研究所において行うものとする。

4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、環境試料タイムカプセル棟に設置された冷凍設備を利用し、環境試料および絶滅危惧種の遺伝資源を長期凍結保存している。環境試料および絶滅危惧種の遺伝資源の品質を保証するため、適切な温度で保存されていたことを証明する温度モニタリングデータが必要である。そのため、冷凍設備内部の温度を停電等の不測の事態も含めて常時モニタリングする装置を設置する必要がある。

本調達は、環境試料タイムカプセル棟に設置されている冷凍設備の温度記録システムを更新し、従来は監視用パソコンを用いて行っていた温度監視を温度記録計および UPS のみで常時監視可能とすることを目的とする。

5 業 務 内 容

老朽化した既存の監視用パソコンを撤去し、温度記録計盤及び温度記録計を新たに設置する。新設する温度記録計盤は制御盤室内に設置し、電源は既存の総合盤から供給する。また、UPS（無停電電源装置）についても老朽化しているため、合わせて更新を行う。その他、詳細は下表のとおりとする。

温度記録計盤等の詳細な設置位置については、NIES 担当者との打合せにて決定すること。

なお、更新作業に伴い、作業中は数時間の電源停止が発生するため、停止日時については NIES 担当者との協議の上決定すること。

監視用パソコン (撤去)	・既存の監視用パソコンを取り外し、NIES 担当者に引き渡すこと (処分は別途とし、本業務に含まない)
温度記録計盤 (新設)	・温度記録計盤は制御盤室へ設置可能なものとし、温度記録計を格納すること
温度記録計 (新設)	・温度記録計はタッチ型ペーパレスレコーダーとし、温度記録計盤内へ収納すること ・温度記録計は概ね 10.4 型以上の液晶画面を備えたものとし、TR-W1000 相当品以上のものとする ・温度記録計の校正証明書を NIES 担当者に提出すること ・温度記録計の電源は既存総合盤より取出して使用すること
UPS (更新)	・既存 UPS (M-UPS015AD1B-L) を既存同等にて交換
監視用温度センサー	・既存流用
同上配線	・既存流用 ・既存総合盤から新設温度記録計盤の配線は新設すること
その他	・機器設備一括異常の取り込みは本業務では除外とする

* 既存流用については別紙概略計画図を参照

6 業務実施体制及び資格

請負者は、本業務履行可能な体制を整えること。なお、前契約までの業務実施体制は以下のとおりであり、これと同等の体制構築を行う必要がある。

(1) 実施体制及び資格等

主任技術者 1 名を配置することとする。

(2) 業務対応時間

平日（月～金）： 9：00～17：00

土日祝日： 詳細の工事日程については、NIES 担当者との打合せにて決定することとする。

7 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

- (1) 設置完成届 2 部
- (2) 完成図 2 部

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者との協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

（https://www.nies.go.jp/about/info-security/sec_policy.pdf）

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。また、変更があった場合には、速やかに報告すること。
- (2) 請負者は、NIES から提供された情報について目的外の利用を禁止する。
- (3) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、機密保持義務を負うこととし、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。また、速やかに是正処置を実施すること。
- (6) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、不正プログラム対策ソフトが導入されており、利用ソフトウェアやその脆弱性等、適切に管理された電算機を利用すること。
- (7) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

9 検 査

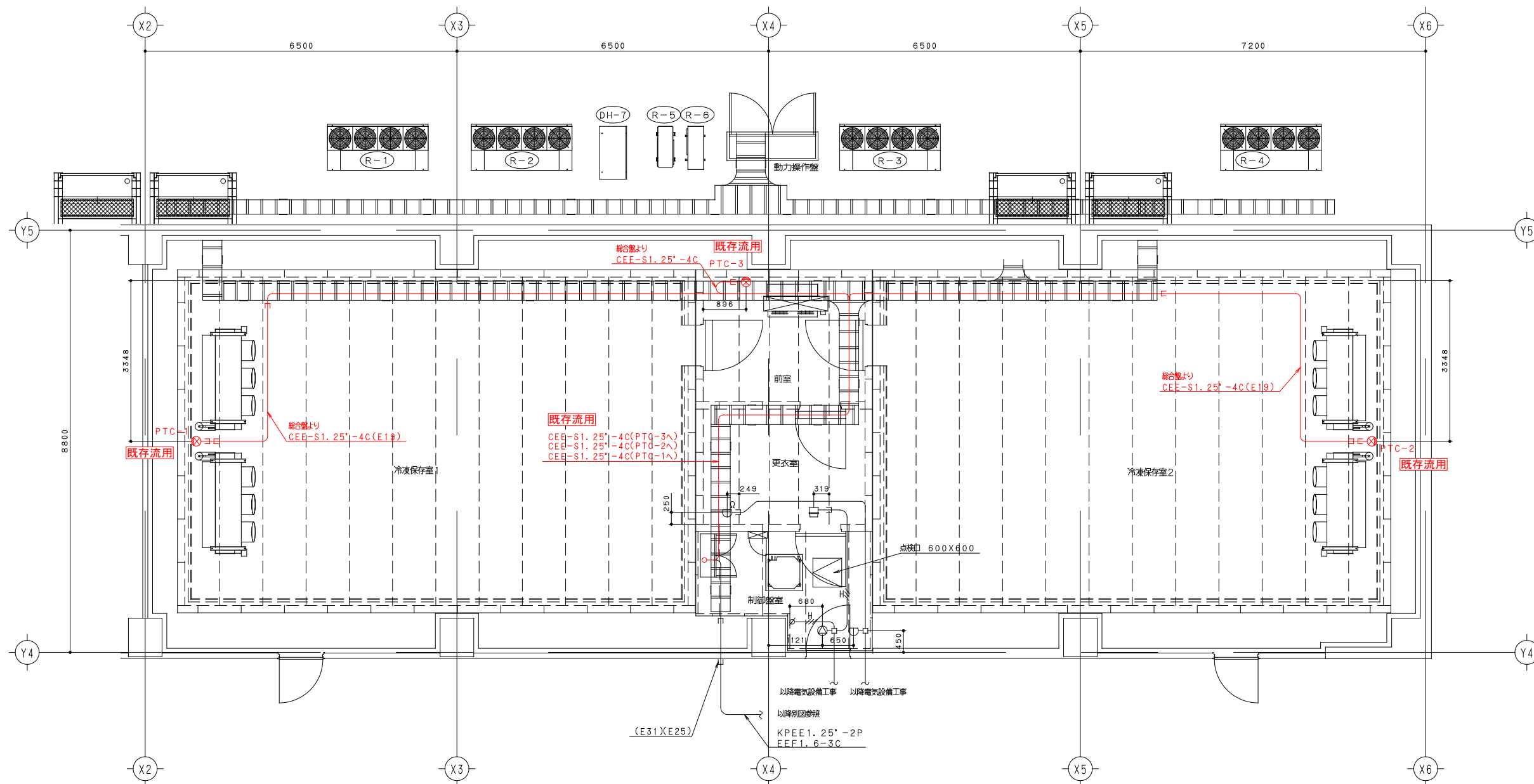
本業務終了後、10 日以内に NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査を実施し、合格しなければならない。

10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者との協議の上、その指示に従うものとする。

11 そ の 他

- (1) 請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。
- (2) 工事仮設は、任意仮設とする。
- (3) 発生材は、関係法令に基づいて適切に処理すること。
- (4) 安全管理に留意すること。
- (5) 本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者との協議の上、その指示に従うものとする。



凡例

⊙	定温式スポット型感知器 1種 45°C~80°C防水形	2台
⊙	天井埋込形スピーカー 防塵袋 丸形 金属製化粧パネル (国交省 SC6L0-3V3M)	1台
□	クリアホン 6W	1台
∅	音量調節器 6W H=1300 芯	1台
⊙ _{PTC-O}	温度監視用サーモスイッチ H=1700 芯	3台
—	EM-HP1. 2-3C	
—	EM-AE1. 2-4C	
—	天井内は金属管(E管)を使用しパネル貫通部は ビニールパイプ(VE管)を使用する。	

冷凍保存室1
-60°C
CH=2400

前室
-30°C
CH=2400

更衣室
+10°C
CH=2400

制御室
+20°C
CH=2400

冷凍保存室2
-60°C
CH=2400

弱電設備, 温度監視設備配線図 S=1/50

--- 既存流用

注記

自動火災報知機, 非常放送の機器取付及び第一ボックスまでの配線工事を行なう。
官庁への申請手続きは電気設備工事で行なう。
官庁の検査には立ち会う。

年月日	年月日	承認	審査	作成	縮尺 1/200 原図用紙サイズ A3	工事名	日付
						図面名	請書
訂正						図面No.	